

石田 自動体外式除細動器他賃貸借及び保守管理 仕様書

京都市上下水道局下水道部石田水環境保全センター

(適用範囲)

第1条 京都市上下水道局（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）における自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）他の賃貸借及び保守管理に関する仕様は、次のとおりとする。乙はこの仕様書に従って、契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 各施設（※第4条 納入場所参考）に勤務する職員及び一般来場者が心室細動となった場合に、直ちに救命措置が行えるように各施設にA E Dを設置して正常に稼動させ、甲に適正な使用方法を教示することを目的とする。

(法令遵守)

第3条 乙は次の各号で定める法令等を遵守するものとする。

- (1) 京都市個人情報保護条例及び同施行規則
- (2) 薬事法及びその他の関係諸法令
- (3) J R C 蘇生ガイドライン2020
- (4) 上記の他に甲の各組織で定めている諸規則

(納入場所、設置日時)

第4条 乙は甲の指定する以下の施設に、甲の指定する日時に機器各一式を納品し、指定する場所において機器の設置を行う。

京都市伏見区石田西ノ坪2番地 石田水環境保全センター

(契約期間)

第5条 契約期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（60箇月間）とする。

(機器及び保守管理の仕様詳細について)

第6条 機器及び保守管理の仕様詳細については、別紙のとおりとする。

(借入期間終了後の機器の扱いについて)

第7条 借入期間終了後の機器の扱いについては、借入期間終了時に甲と乙が協議して決定する。

(支払方法)

第8条 支払方法は毎月払いとし、甲は乙の請求に基づき30日以内に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙がこの契約に係る義務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせ、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させることは、原則として禁止する。ただし、第三者の商号又は名称、委託を行う業務の内容及び

理由を付して、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第10条 乙は本契約に係る作業中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

本契約終了後及び解除後も同様とする。

(損害賠償)

第11条 乙は仕様書に反し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

賠償すべき金額は甲と乙が協議して決定する。

(契約の継続)

第12条 本件は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、当局は、翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合において契約者は、当局が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求することはできない。

(疑義)

第13条 仕様書などに関し疑義がある場合は、見積書作成前に甲の説明を受けておくこと。

契約決定後、疑義を生じた場合は、甲の解釈に従うこと。

別紙 機器及び保守管理の仕様詳細について

区分	機器・整備項目	数量	単位
①	A E D 本体	1	台
②	付属品	1	セット

1 機器一式仕様等

機器等	摘要
A E D 本体 及び 付属品等	(1) 医療用具として薬事法の承認を得ていること。 (2) 「J R C 蘇生ガイドライン 2 0 2 0」に適合する機器であること。 (3) 日本語での音声指示アナウンスによる操作ガイダンス機能を備え、除細動器の使用経験がなくても適切な操作が可能であること。 (4) 電極パッドは、本体に接続した状態で保管できること。 (5) 毎日、バッテリー、内部電子回路及び電極パッドの導通についてセルフテストを行うチェック機能を有し、不具合等の発生時には使用の可否が外部から確認できるとともに、警報音を発する等、緊急時の使用に支障のない状態が常に保たれるものであること。 (6) 波形除細動出力波形は二相性であること。 (7) A E D 本体 1 台に付き、次の付属品をもって 1 セットとする。 ア バッテリー 1 個 イ 共通用電極パッド 1 組 ウ 除細動補助具 1 式（内容物には、最低限、次の補助具が含まれること。） (ア) 衣服を切断するもの（はさみ、カッター等） (イ) 汗等を拭き取るもの（タオル、ガーゼ等） (ウ) 体毛等を除去するもの（脱毛テープ等） (エ) 感染防御用手袋 (オ) 人口呼吸補助用具（シート、マウスピース等） (カ) キャリングバッグ

	1 個（機器の基本仕様に、持運び可能なケースが含まれている場合は不要） （キ） 収納ボックス 1 個（壁掛け式、AED 本体が収納可能なもの） （ク） 設置案内ステッカー （視認性に優れた大きさのもので、片面貼付とすること。）
--	--

2 AED 本体、付属品・消耗品の不具合時及び使用時の交換等の実施

- （1）機器の使用及び定期交換によって交換が必要になった付属品・消耗品についてその交換回数に限らず、乙の責任において遅滞なく交換等必要な措置を行うこと。
また、その費用はすべて乙の負担とする。
- （2）契約期間内において、不具合が生じている場合、又はそのおそれが発見された場合は、乙の責任において遅滞なく修繕及び消耗品の交換等必要な措置を講じ、その結果を別途報告書（様式自由）として作成のうえ提出すること。
- （3）修繕及び消耗品等の交換に当たっては代替品を用意し、未設置期間が生じることのない体制を取ること。
また、交換についての問い合わせ先が 24 時間体制で整備されていること。
- （4）契約期間内において、第三者による盗難及び故意な破損等の被害が生じた場合には、甲の機器の保管体制について甲と乙の間で調査及び協議のうえ、乙の責任において遅滞なく新たに設置等必要な措置を行うこと。
また、その費用はすべて乙の負担とする。

3 その他

- （1）自主回収（リコール）対象製品については、その対応が完了し、安全性が確保されている製品を納入すること。
- （2）AED を使用し、必要な場合には、乙はデータを抽出できる体制をとること。
- （3）納入の際には、AED 使用方法及び救命手順が図示されたリーフレットを機器に付属させるとともに、同リーフレットの電子データファイルを提出すること。
- （4）納入後は、甲が指定する担当者と協議し、決定した期日において、デモ機器等を使用し、心肺蘇生法を合わせた操作説明会を実施すること。
- （5）納入に当たり発生した問題点等については、甲と乙の間で協議のうえ、誠実に対応すること。

